

正 会 員 各 位

（一社）全国ＬＰガス協会

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための
デジタル社会形成基本法等の一部改正について （お知らせ）

標記につきましては、令和５年３月１６日付け全Ｌ協保安・業務Ｇ４第２１８号において、液化石油ガス法に係る改正案をお知らせしたところです。

この度、液化石油ガス法の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」が、第２１１回通常国会に提出され、令和５年６月１４日に成立し、同月１６日に公布されましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

改正概要

液化石油ガス法の改正は、第７条に規定されている「標識の掲示」が対象とされ、ホームページ上でも掲示を行うものとなっており、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日の施行を予定している。

【経済産業省ホームページ掲載URL】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/06/20230616.html



以 上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、橋本

二 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十九条第三項の表第三条の二第二項の項
三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十三条第四項の表第三条の二第二項の項及び同条第六項の表第三条の二第二項の項

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務大臣 松本 剛明

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣臨時代理 西村 明宏

国務大臣 西村 康稔

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

環境大臣 西村 明宏

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年六月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十二号

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則 第一条の二第二項から第四項までの規定及び附則第一条の三第一項中「平成三十六年三月三十一日までの間 国土交通大臣は」を「国土交通大臣は、当分の間」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

国土交通大臣 齊藤 鉄夫
内閣総理大臣 岸田 文雄

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年六月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十三号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律

（デジタル社会形成基本法の一部改正）

第一条 デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十六条」に、「第三十六条」を「第三十七条」に、「第三十七条・第三十八条」を「第三十八条・第三十九条」に改める。

第三十一条中「第三十七条第二項第十二号」を「第三十八条第二項第十二号」に改める。
第三十三条中「第三十七条第二項第十四号」を「第三十八条第二項第十四号」に改める。

第三十八条を第三十九条とする。

第三十七条第二項第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
第三十七条を第三十八条とする。

第五章中第三十六条を第三十七条とする。

第四十章中第三十五条の次に次の一条を加える。

（情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直し）
第三十六条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、最新の情報通信技術の活用により国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、国、地方公共団体及び事業者の業務の処理について、これに関連する規制により情報通信技術の進展の状況を踏まえたその効果的な活用が妨げられないようにするために必要な措置が講じられなければならない。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正）
第二条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雑則（第十六条―第十九条）」を「第四章 情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策（第十六条・第十七条）」に改める。

第一条中「施策」の下に「及び情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策」を加える。

第十条中「次に」を「次の各号に」に、「この節の」を「当該各号に定める」に改め、同条第一号中「定めるもの」を「一定めるもの」に改め、同条第二号中「手続等のうち当該手続等」を「申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等」に改め、「その他の情報通信技術を利用する方法」を削り、「第七条第一項、第八条第一項又は前条第一項」を「又は第七条第一項」に「除く。」を「除く。」第六条及び第七条の規定に改め、同条に次の 号を加える。

三 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の法令の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第八条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く） 第八条及び前条の規定

第十九条を第二十一条とし、第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とし、第十六条の前の見出しを削り、同条を第十八条とし、同条の前に見出しとして「情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表」を付する。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策

（情報通信技術の進展への対応）
第十六条 国は、情報通信技術の進展の状況を踏まえ、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術の効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

2 地方公共団体は、国が前項の規定に基づき講ずる施策に準じて、条例又は規則に基づく手続並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術の効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

（規制の見直しに資する情報通信技術に関する情報の公表及び活用）
第十七条 内閣総理大臣は、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、情報通信技術に関する情報であつて当該見直しに資するものについて、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

2 国の行政機関等は、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しの検討に当たっては、前項の規定により公表された情報を活用するよう努めなければならない。

第百三十三条第二項中「の規定」を「及び第六項の規定」に、「同項」を「同条第五項」に改め、「」の下に「同条第六項中」を加える。

第百三十六条の四第一項第二号イ中「第七十七条第五項後段」を「第七十七条第六項」に改め、同条第二項第一号中「第七十七条第七項後段」を「第七十七条第八項後段」に改め、同条第三号中「第七十七条第五項後段」を「第七十七条第六項」に改める。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第二十六条 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の五第五項中「旨を」を「旨について」に、「掲示しなければ」を「掲示することにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第二十七条 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「供用約款を」を「供用約款について」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第二十四条第四項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第二十四条第四項中「を、会社等にあつては公告し、有料道路管理者にあつては公示する」を「について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する」に改める。

第四十九条第五項中「同条第四項又は」を削り、「第二十四条第四項又は第二十五条第二項」を「同条第二項」に改める。

第五十条第七項中「同条第四項若しくは」を削り、「第二十四条第四項若しくは第二十五条第二項」を「同条第二項」に、「第二十四条第四項又は第二十五条第一項」を「同条第一項」に改める。

（倉庫業法の一部改正）

第二十八条 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「（料金等の掲示等）」に改め、同条中「事項を」を「事項について」に、「掲示しておかなければ」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第三十二条第二号中「又は」を「若しくは」に、「した」を「し、又は同条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した」に改める。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第二十九条 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「交付する旨」の下に「を厚生労働省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面」を、「定める」の下に「事務所の」を加え、かつ、その旨を官報その他の公報に少なくとも一回掲載してする」を「又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとることにより行う」に、「その掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

（住宅地区改良法の一部改正）

第三十条 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、当該指定の内容を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第八条第二項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第八条第二項中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、当該事業計画の内容を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

（道路交通法の一部改正）

第三十一条 道路交通法（昭和三十五年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の四第七項中「交付する旨」の下に「（以下この項において「公示事項」という。）を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面」を加え、「掲示する」を「掲示し、又は公示事項を当該公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとる」に、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正）

第三十二条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の五の八第二項中「交付する旨」の下に「（以下この項において「公示事項」という。）を厚生労働省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面」を加え、「掲示する」を「掲示し、又は公示事項を厚生労働省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとる」に、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

第七十五条の五の十六第二項中「旨を」の下に「厚生労働省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面」を加え、「の事務所」を削り、「掲示する」を「掲示し、又はその旨を厚生労働省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとる」に改め、同条第三項中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

第八十三条第一項中「第七十五条の五の十六第一項」の下に「及び第二項」を加える。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第三十三条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（標識の掲示等）」に改め、同条第一項中「液化石油ガス販売事業者は」の下に「経済産業省令で定める様式の標識を掲示し、又は、公衆」を「公衆」に、「経済産業省令で定める場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条第二項中「掲示して」を「掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供して」に改める。

（砂利採取法の一部改正）

第三十四条 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の見出しを「（標識の掲示等）」に改め、同条中「砂利採取業者は」の下に「経済産業省令、国土交通省令で定めるところにより、経済産業省令、国土交通省令で定めるところにより、」を削り、「掲げなければ」を「掲げるとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産業省令、国土交通省令で定める場合を除き、当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

(信託業法の一部改正)

第五十七條 信託業法（平成十六年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の見出しを「標識の掲示等」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 信託契約代理店は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、登録番号、所属信託会社の商号その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しななければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第九十七條第十号中「第七十二條第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第十一号中「第七十二條第二項」を「第七十二條第三項」に改める。

(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正)

第五十八條 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第六十一條第二項及び第六十二條第三項中「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」を「総務省令」に、「掲示して」を「法務省令」に改める。

第二百二十九條第三項及び第二百三十條第三項中「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」を「総務省令」に、「掲示して」を「内閣府令」に改める。

第二百七十五條第三項及び第二百七十六條第三項中「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」を「総務省令」に、「掲示して」を「国土交通省令」に改める。

(探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第五十九條 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第四條第三項を削る。

第八條第一項第二号を次のように改める。

二 第四條第一項の規定による届出をした公安委員会の名称

第十二條第二項中「第四條第三項の書面を」を「第四條第一項の規定による届出をしたことを示す内閣府令で定める様式の標識について」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなれば」に改め、同条に次の一項を加える。

3 探偵業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。

第二十條中「前三條」を「第十七條から前条まで」に改め、同条を第二十一條とし、第十九條の次に次の一項を加える。

第二十條 第十二條第三項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第六十條 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十二條の四第二項中「旨を」の下に「経済産業省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」を加え「掲示する」を「掲示し、又はその旨を経済産業省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとる」に改め、同条第三項中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

(消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正)

第六十一條 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第七十四條第二項中「旨を」を「旨について」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第百一條第二項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなれば」に改める。

第百一條第二項中「旨を」を「旨について」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなれば」に改める。

第百二十二條第三号中「又は」を「若しくは」に、「した」を「し、又は第七十四條第二項若しくは第百一條第二項の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した」に改める。

(行政不服審査法の一部改正)

第六十二條 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五十一條第三項中「交付する旨」の下に「を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」を、「当該審査庁」の下に「の事務所」を加え、「かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してする」を「又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとるにより行う」に、「その掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

(特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の一部改正)

第六十三條 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一條第二項中「旨を」の下に「経済産業省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」を加え「掲示する」を「掲示し、又はその旨を経済産業省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとる」に改め、同条第三項中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

(中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の一部改正)

第六十四條 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第七條の見出しを「標識の掲示等」に改め、同条第一項中「事務所ごとに」を「厚生労働省令で定める様式の標識について、事務所ごとに」に、「厚生労働省令で定める様式の標識を掲示しなければ」を「掲示するとともに、厚生労働省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなれば」に改め、同条第二項中「掲示して」を「掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供して」に改める。

第七十二條第二号中「掲示した」を「掲示し、又は公衆の閲覧に供した」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條及び第二條の規定並びに附則第七條、第十九條及び第二十條の規定 公布の日